

第45期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

上記の事項は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	513,680	463,680	2,086,302	△200,086	2,863,576
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△117,711		△117,711
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			158,400		158,400
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	40,688	-	40,688
当 期 末 残 高	513,680	463,680	2,126,991	△200,086	2,904,265

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	△105	△105	2,863,470
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△117,711
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			158,400
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	53,946	53,946	53,946
当 期 変 動 額 合 計	53,946	53,946	94,635
当 期 末 残 高	53,841	53,841	2,958,106

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	(株)ニューフォリア (株)ジャム・コミュニケーションズ

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称	大連愛都碼科技有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社で、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 重要な会計方針に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金	移動平均法による原価法
その他有価証券	
・ 市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。
--------------	--

② 棚卸資産

当社及び連結子会社	主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
-----------	---

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用目的のソフトウェア… 5年（社内における利用可能期間）

市場販売目的のソフトウェア… 3年

[重要な引当金の計上基準]

① 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

[収益及び費用の計上基準]

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

システム開発や受託開発については、開発中のシステムを他の顧客又は他の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける権利を有します。そのため、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、顧客の検収を受けた時点において収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務充足後、おおむね3ヵ月以内に回収しており、重大な金利要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを展開しております。

流通小売業各社では、新型コロナウイルス感染症について2023年5月8日感染症法上の5類に移行し、以後は隔離措置が終了、外出等の各種自粛要請や就業制限はなくなり、徐々にコロナ禍以前に戻る状況となる一方、ウクライナ情勢など国際情勢の不安定化や中央銀行の金利政策等に起因するエネルギー価格の高騰と円安相場の継続を背景とした物価や人件費の上昇が生じたため、小売価格や全般的なコスト見直しの傾向が続いており、コロナ禍において変容した消費者行動を捉え、多様化する販売促進手法への取組に対応するまでの間、当社の売上高、営業利益等は減少する可能性があります。

2024年1月1日に発生した能登半島地震について、当社グループへの業績に影響を及ぼす被害等はありません。

当社では、物価の上昇やコスト見直しによる影響について、主に次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの予測には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

・ 広告市場

各流通小売業において、2025年3月期は、新型コロナウイルス感染症については、その影響の更なる鎮静化が予想されるものの、コロナ禍において変容した消費者の購買行動に対応する流通小売業界からの必要性から、今期水準の広告ニーズとなり、2026年3月期においてもその傾向が継続すると見込む。

ウクライナ情勢や円安、国際情勢の不安定化を背景としたエネルギー価格や原料費の高騰が継続することに留意する必要がある。

営業活動の面からは、2024年3月期は一年間、経済活動が通常の状態に戻ったことを踏まえ、2025年3月期は2024年3月期水準の状況が続くと見込む。

・ システム開発、ITサービス市場

流通小売業界におけるIT化、DX化による企業ニーズがさらに高まっており、2025年3月期以降はより旺盛なシステム開発ニーズがあると見込む。

営業活動の面については、広告市場と同様と見込む。

上記の仮定を踏まえ、会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) ソフトウェア

①連結計算書類に計上した金額 47,268千円

ソフトウェアについては、当社は、自社利用のソフトウェアについて、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得が確実と認められるという要件が満たされるか否かを判断し、無形固定資産として計上しています。

当社は、ソフトウェアの評価に当たり、ソフトウェアに関連する顧客へのサービスの性質ごとに資産のグルーピングを行っております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、翌期以降の受注見込みによる売上高への影響を考慮した将来計画をもとに減損の兆候の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、ソフトウェアの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。さらに、減損損失の測定においては、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額として、固定資産の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。使用価値は将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

(2) 投資有価証券の評価

①連結計算書類に計上した金額
投資有価証券（非上場株式） 211,058千円
投資有価証券（投資事業組合への出資金） 58,702千円

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている投資有価証券のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、市場価格のない有価証券のため、当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場価格が存在しない非上場株式等については、投資先から入手しうる最新の計算書類に基づく1株当たり純資産額等を基礎に、当該会社が便益を享受するために支配している経済的資源や超過収益力等を反映した実質価額を算定し、実質価額が著しく低下した場合には評価損を計上しております。この実質価額について、将来の不確実な企業環境等の変動により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降において減損処理を行う可能性があります。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(3) 繰延税金資産

①連結計算書類に計上した金額 33,375千円 (繰延税金負債控除前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び一時差異等のスケジューリング結果により判断しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、新しい人事評価制度の運用や大幅な定期昇給があったこと及び当社グループの業績の現況等により、賞与支給の予定額を変更し、前々及び前連結会計年度に計上した賞与引当金とそれに係る法定福利費の未払費用について、見積りの変更を行いました。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ42,300千円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 392,914千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 13,520,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 6月29日 定時株主総会	普通株式	58,855千円	4円50銭	2023年 3月31日	2023年 6月30日
2023年 11月10日 取締役会	普通株式	58,855千円	4円50銭	2023年 9月30日	2023年 12月8日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月27日開催の第45回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58,855千円	4円50銭	2024年 3月31日	2024年 6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金については、原則として固定金利契約とすることにより、金利変動リスクに対処しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動をヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、またデリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために信用度の高い銀行のみを取引相手としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「④投資有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 受取手形	4,180	4,180	－
② 電子記録債権	607	607	－
③ 売掛金	805,950	805,950	－
④ 投資有価証券	243,062	243,062	－
⑤ 電子記録債務	515,953	515,953	－
⑥ 買掛金	327,799	327,799	－
⑦ 短期借入金	370,000	370,000	－
⑧ 未払金	66,413	66,413	－
⑨ 長期借入金	95,479	95,303	△175

*長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①受取手形、②電子記録債権、③売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

⑤電子記録債務、⑥買掛金、⑦短期借入金、⑧未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「④投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 (非上場株式)	211,058
投資有価証券 (投資事業組合等への出資金)	58,702
関係会社株式	30,000
関係会社出資金	3,762

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、市場価格のない株式等として、時価開示の対象とはしておりません。

また、「投資有価証券 (投資事業組合等への出資金)」については時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	243,062	—	—	243,062

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形	－	4,180	－	4,180
電子記録債権	－	607	－	607
売掛金	－	805,950	－	805,950
電子記録債務	－	515,953	－	515,953
買掛金	－	327,799	－	327,799
短期借入金	－	370,000	－	370,000
未払金	－	66,413	－	66,413
長期借入金	－	95,303	－	95,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	統合型販促支援	
広告関係売上	5,488,172	5,488,172
システム開発・保守関係売上	349,329	349,329
顧客との契約から生じる収益	5,837,501	5,837,501
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	5,837,501	5,837,501

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	810,738
契約資産	—

②残存履行義務に配分した取引価額

当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	226円 17銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円 11銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当期において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

①減損損失を計上した資産グループの概要

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	事業用資産	建物	11,421
		構築物	1,314
		器具及び備品	895
		ソフトウェア	1,548

②グルーピングの方法及び減損損失の計上に至った経緯

当社グループは、原則として事業用資産について、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、連結子会社は法人を単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、WEBアプリケーション開発、システムインテグレーション、デジタルサイネージ向けコンテンツ開発及びコンサルティングを主な事業とする株式会社ニューフォリアは、事業環境の変化等による受注減少により営業損益が継続してマイナスとなっていることから、収益性の低下した事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は正味売却価額により算定し、実質的な処分価値を考慮して零としております。

(注) 本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,043,276	2,055,776	△200,086	2,833,049	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△117,711	△117,711		△117,711	
当 期 純 利 益					133,900	133,900		133,900	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	16,189	16,189	-	16,189	
当 期 末 残 高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,059,465	2,071,965	△200,086	2,849,239	

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 差 額	・ 換 算 等 合 計	
当 期 首 残 高	△105	△105		2,832,944
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△117,711
当 期 純 利 益				133,900
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	53,946	53,946		53,946
当期変動額合計	53,946	53,946		70,135
当 期 末 残 高	53,841	53,841		2,903,080

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

- | | |
|-----------------|--|
| (3) 債務保証損失引当金 | 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |
| (4) 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案し、当事業年度における損失負担見込額を計上しております。 |

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検取された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検取された時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務充足後、おおむね3ヵ月以内に回収しており、重大な金利要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

当社は、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを展開しております。

流通小売業各社では、新型コロナウイルス感染症について2023年5月8日感染症法上の5類に移行し、以後は隔離措置が終了、外出等の各種自粛要請や就業制限はなくなり、徐々にコロナ禍以前に戻る状況となる一方、ウクライナ情勢など国際情勢の不安定化や中央銀行の金利政策等に起因するエネルギー価格の高騰と円安相場の継続を背景とした物価や人件費の上昇が生じたため、小売価格や全般的なコスト見直しの傾向が続いており、コロナ禍において変化した消費者行動を捉え、多様化する販売促進手法への取組に対応するまでの間、当社の売上高、営業利益等は減少する可能性があります。

2024年1月1日に発生した能登半島地震について、当社への業績に影響を及ぼす被害等はありません。

当社では、物価の上昇やコスト見直しによる影響について、主に次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの予測には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

・ 広告市場

各流通小売業において、2025年3月期は、新型コロナウイルス感染症については、その影響の更なる鎮静化が予想されるものの、コロナ禍において変容した消費者の購買行動に対応する流通小売業界からの必要性から、今期水準の広告ニーズとなり、2026年3月期においてもその傾向が継続すると見込む。

ウクライナ情勢や円安、国際情勢の不安定化を背景としたエネルギー価格や原料費の高騰が継続することに留意する必要がある。

営業活動の面からは、2024年3月期は一年間、経済活動が通常の状態に戻ったことを踏まえ、2025年3月期は2024年3月期水準の状況が続くと見込む。

・システム開発、ITサービス市場

流通小売業界におけるIT化、DX化による企業ニーズがさらに高まっており、2025年3月期以降はより旺盛なシステム開発ニーズがあると見込む。

営業活動の面については、広告市場と同様と見込む。

上記の仮定を踏まえ、会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1.関係会社への投融資の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式	187,539千円
関係会社貸付金	145,000千円
貸倒引当金	△80,000千円
債務保証損失引当金	432,860千円
関係会社事業損失引当金	97,373千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

関係会社株式については、発行会社の財政状態が著しく悪化したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当な減額を行っております。また、関係会社に対する貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、財政状態が著しく悪化した関係会社に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。さらに、関係会社の借入金に対する債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を債務保証損失引当金として計上しております。加えて、関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び将来の回復見込等を個別に勘案し、損失見込額を関係会社事業損失引当金として見積計上しております。

しかしながら、翌事業年度の関係会社の財務内容等により、貸倒引当金及び債務保証損失引当金並びに関係会社事業損失引当金については変動する可能性があります。

2.ソフトウェア

(1) 計算書類に計上した金額 50,637千円

ソフトウェアについては、当社は、自社利用のソフトウェアについて、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得が確実と認められるという要件が満たされるか否かを判断し、無形固定資産として計上していません。

当社は、ソフトウェアの評価に当たり、ソフトウェアに関連する顧客へのサービスの性質ごとに資産のグルーピングを行っております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、翌期以降の受注見込みによる売上高への影響を考慮した将来計画をもとに減損の兆候の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、ソフトウェアの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。さらに、減損損失の測定においては、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額として、固定資産の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。使用価値は将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

3.投資有価証券の評価

(1) 計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	211,058千円
投資有価証券（投資事業組合への出資金）	58,702千円

当事業年度末の貸借対照表に計上されている投資有価証券のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、市場価格のない有価証券のため、当事業年度末における貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場価格が存在しない非上場株式等については、投資先から入手しうる最新の計算書類に基づく1株当たり純資産額等を基礎に、当該会社が便益を享受するために支配している経済的資源や超過収益力等を反映した実質価額を算定し、実質価額が著しく低下した場合には評価損を計上しております。この実質価額について、将来の不確実な企業環境等の変動により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において減損処理を行う可能性があります。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に依りて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4.繰延税金資産

(1) 計算書類に計上した金額 32,019千円（繰延税金負債控除前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び一時差異等のスケジューリング結果により判断しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、新しい人事評価制度の運用や大幅な定期昇給があったこと及び当社の業績の現況等により、賞与支給の予定額を変更し、前々及び前事業年度に計上した賞与引当金とそれに係る法定福利費の未払費用について、見積りの変更を行いました。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ42,300千円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

348,413 千円

2. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(株)ニューフォリア

435,479 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債務

4,038 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

50,658 千円

2. 債務保証損失引当金繰入額並びに関係会社事業損失引当金繰入額

株式会社ニューフォリアは当事業年度末において610,233千円の債務超過の状態にあります。当社では、関係会社の財政状態及び経営成績を勘案し、当事業年度において債務保証に係る将来の回収可能性、損失負担見込額等を見直し、債務保証損失引当金繰入額31,501千円を、債務超過額から貸倒引当金及び債務保証損失引当金を控除して関係会社事業損失引当金繰入額97,373千円を特別損失として計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

440,991 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税等、未払費用、関係会社出資金、固定資産であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	大連愛都碼 科技有限公司	所有 直接 100.00%	役員の兼任	業務委託 (注1)	27,155	未払金	1,408
子会社	㈱ニューフォリア	所有 直接 100.00%	役員の兼任	業務委託 (注1)	4,802	買掛金	760
				—	—	関係会社貸付金 (注3)	145,000
				債務保証 (注2)	435,479	—	—
子会社	㈱ジャムコミュニ ケーションズ	所有 直接 100.00%	役員の兼任	業務委託 (注1)	18,700	未払金	1,870

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託に係る取引については、市場価格等を勘案し、大連愛都碼科技有限公司及び㈱ニューフォリア並びに㈱ジャムコミュニケーションズより提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

(注2) 株式会社ニューフォリアの金融機関からの借入金残高に対し、債務保証を行っております。債務保証については、債務保証損失引当金432,860千円を計上しております。なお保証料は受領していません。

(注3) 株式会社ニューフォリアに対する貸付については、80,000千円の貸倒引当金を計上しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)重要な会計方針に関する事項[収益及び費用の計上基準]に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	221円 97銭
1 株当たり当期純利益	10円 24銭

後発事象に関する注記
該当事項はありません。

(注) 本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社アйдママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 (印)
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 忠 (印)
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アйдママーケティングコミュニケーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アйдママーケティングコミュニケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社アйдママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 忠 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アйдママーケティングコミュニケーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川 田 昭 雄 ㊟

社 外 監 査 役 木 村 正 明 ㊟

社 外 監 査 役 林 衛 ㊟

以 上